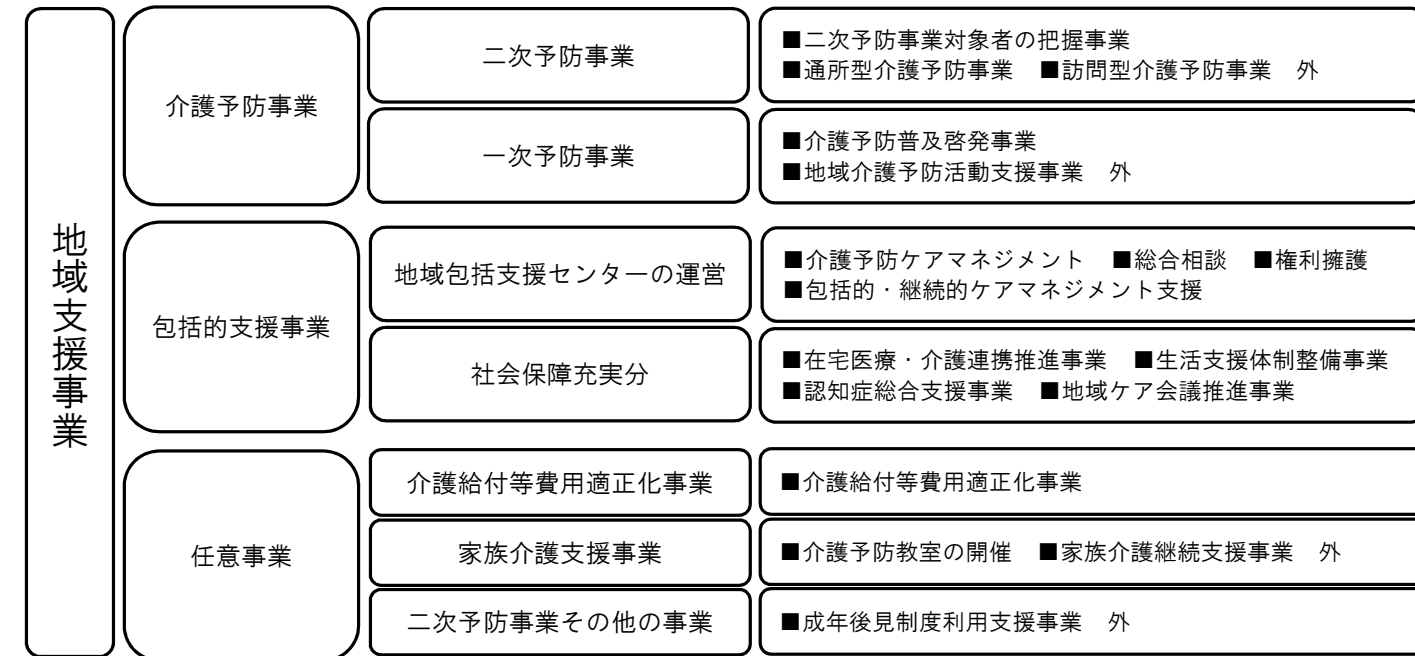


現行の地域支援事業の内容

1 事業目的

被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。

2 事業構成



3 事業内容

区分		内容
介護予防事業	二次予防事業	二次予防事業対象者の把握事業 要介護状態等となるおそれの高い状態にある二次予防事業対象者を早期に発見し、介護予防に資する取組につなぐことを目的として、二次予防事業対象者に関する情報の収集や二次予防事業対象者の決定等を行う。
		通所型介護予防事業 二次予防事業対象者に、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能の向上プログラム等を実施し、対象者本人が掲げる日常生活上の目標達成を図り、自立した生活の確立と自己実現の支援を行う。
		訪問型介護予防事業 特に閉じこもり、うつ、認知機能の低下のおそれがある等、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難なものを対象に、保健師等がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を実施する。
	二次予防事業評価事業 介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、二次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。	
	一次予防事業	介護予防普及啓発事業 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布、有識者等による講演会や相談会や運動教室等の介護予防教室等を開催する。
		地域介護予防活動支援事業 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動等を行う。
一次予防事業評価事業 介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図る。		

区分		内容
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	介護予防ケアマネジメント 二次予防事業対象者が、要介護状態となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に実施されるよう必要な援助を行う。
		総合相談支援業務 地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。
		権利擁護業務 適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。
	社会保障充実分	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であることから、地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。
		在宅医療・介護連携推進事業 在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域の医療・介護の資源の把握、連携の課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、医療・介護関係者の情報共有の支援等を通じて、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
		生活支援体制整備事業 生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
		認知症総合支援事業 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員の配置」を行う。
	地域ケア会議推進事業 地域包括支援センター等が主催し、個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）とともに、市町村等が開催し、地域課題の解決を検討する地域ケア会議（地域ケア推進会議）を開催する。	
	任意事業	介護給付等費用適正化事業 利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るため、認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知等を行う。
		家族介護支援事業
認知症高齢者見守り事業 認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。		
家族介護継続支援事業 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、ヘルスチェックや健康相談を行う健康相談・疾病予防等事業、介護から一時的に解放するための介護者交流会の開催、中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための介護自立支援事業を行う。		
その他の事業		成年後見制度利用支援事業 市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。
		福祉用具・住宅改修支援事業 福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成等を行う。
	認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 要介護者及び要支援2の認定を受けた者を受け入れ、家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行う。	
認知症サポーター等養成事業 認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。		
重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業 重度のALS患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者が、当該重度のALS患者の負担により、その入院中に付き添いながらコミュニケーション支援を行う。		
地域自立生活支援事業 高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者の安心な住まいの確保に資する事業、介護サービスの質の向上に資する事業、地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業、家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業を行う。		